

主な経営形態と、その概要

| | | 地方公営企業法 全部適用 | 一般地方独立 行政法人 | 指定管理者制度 | 民間譲渡 |
|-------------|-------------------|--|------------------------------------|--------------------------|-----------------------------------|
| 制度の概要 | | 地方公営企業法に定める財務・組織・職員の身分取扱の全てを適用し、事業管理者による運営を可能とする制度 | 地方公共団体が設立した法人格を有する組織が公共サービスを提供する制度 | 公の施設を民間事業者等が管理する制度 | 民間医療法人等に医療施設等を有償譲渡する方法 |
| 人 事 面 | 職員身分 | 地方公務員 | 非公務員 | 非公務員 | 非公務員 |
| | 給与体系 | 原則として同一又は類似の地方公共団体の職員等の給与等を考慮して決定する | 法人の業務実績及び社会情勢を考慮して決定される | 指定管理者の規程により独自の給与体系の制定が可能 | 民間事業者独自の規程により民間型給与体系の制定が可能 |
| | 経営形態の変更に伴う退職手当の支給 | 手当措置なし | 新法人へ通算 | 一括支給 退職手当債が認められる可能性有 | 一括支給 退職手当債が認められる可能性有 |
| | 定数管理 | 対象 | 対象外 | 対象外 | 対象外 |
| 財 政 面 | 交付税基準財政需要額への算入 | される | される | される | されない |
| | 繰出金制度 | 適用対象 | 適用外 政策医療等に対して補助金等で財政支援を行うことは可能 | 適用対象 | 適用外 政策医療等に対して補助金等で財政支援を行うことは可能 |
| | 企業債の起債 | 可能 | 不可能 市が起債して法人に貸付け | 可能 | 不可能 独自に銀行等から資金調達 |
| | 企業債の償還 | 病院会計が償還 | 一般会計が借り換えて償還又は法人に引き継ぐ | 病院会計が償還 | 譲渡時の資産売却益等で清算、又は一般会計で借り替えて償還 |
| | 病院財産の移転 | なし | なし 法人に出資 | なし | 売却等により、譲渡先医療法人等へ移転 |

| | 地方公営企業法 全部適用 | 一般地方独立 行政法人 | 指定管理者制度 | 民間譲渡 |
|------------------------|---|--|---|---|
| 経営基盤 | 行政組織の補助機関 で経営基盤は強固で ある | 市からの財政支援の 範囲内で独立した 経営を行う必要が ある | 指定管理料あるいは 利用料金制の枠内で 市から独立した経営 を行う必要がある | 民間事業者独自で 市から独立した経営 を行う必要がある |
| 人材確保 | 人事課との調整が 必要で職員の増員、 選考、採用まで時間を 要する他、多様な採用 形態の導入が困難で、 医師確保についても 従来どおり | 採用時期、採用方法を 独自に設定でき、短期 間に実施可能である 医師確保については 従来どおり | 指定管理者が独自に 採用時期、方法を設定 でき、多様な人材確保 や採用形態の導入が 可能な他、医師確保も 独自ルートによる 確保が可能 | 民間事業者が独自に 採用時期、方法を 設定でき、多様な 人材確保や採用形態 の導入が可能な他、 医師確保も独自ルー トによる確保が可能 |
| 医療環境の変化への 対応等経営の柔軟性 | 条例規定等の制約が あり、柔軟な経営は 困難 | 条例規定等の制約が 外れ、経営の柔軟性は 向上する | 条例規定等の制約は あるが、民間的手法に よる柔軟な経営が 可能 | 柔軟な経営が可能 |
| 市としての責任 | 市の組織の一部と して直営で運営する ことで開設者として 責任を果たすことが できる | 法人の中期目標等を認 可し、運営交付金を交 付することで市立病院 が担うべき医療の確保 について責任を果たす ことができる | 指定管理者との協定 に基づき、市立病院が 担うべき医療の確保 について責任を 果たすことができる | 民間事業者との契約 内容に条件を付記 することで限定的な 責任を果たすことが できる |